

健康増進法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号。以下「法」という。）及び健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例（平成十五年宮城県条例第三十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食施設の届出)

第二条 法第二十条第一項又は条例第二条第一項の規定による届出は、給食施設設置届（様式第一号）により行うものとする。

(変更等の届出)

第三条 法第二十条第二項又は条例第二条第二項の規定による届出は、変更の場合にあつては給食施設変更届（様式第二号）により、休止又は廃止の場合にあつては給食休止・廃止届（様式第三号）によりそれぞれ行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

（栄養改善法に基づく指導のための届出等に関する条例施行規則の廃止）

2 栄養改善法に基づく指導のための届出等に関する条例施行規則（平成十二年宮城県規則第百十五号）は、廃止する。